令和6年度地籍調查事業計画

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調	査	地	域
宮崎市	宮崎市大字内海・青島			
都城市	都城市夏尾町			
延岡市	延岡市川島町・北一ケ岡・緑ケ丘・二ツ島、北方町槙峰、			
	北浦町三川内、北川町川内名			
日南市	日南市伊比井・毛吉田・酒谷・楠原			
小林市	小林市真方・北西方・細野			
日向市	日向市幸脇、美々津町、東郷町下三ケ			
串間市	串間市市木・大平・崎田・大納			
西都市	西都市大字鹿野田・大字荒武・大字八重			
えびの市	えびの市末永			
国富町	東諸県郡国富町深年・須志田			
綾町	東諸県郡綾町南俣・入野・北俣			
高鍋町	児湯郡高鍋町南高鍋			
椎葉村	東臼杵郡椎葉村不土野			
高千穂町	西臼杵郡高千穂町向山			
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡			
南那珂森林組合	串間市市木・都井			

2 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで